

## ○ライフジャケット貸出要領

令和7年7月5日制定

### (目的)

第1条 大村市内の各学校及び団体が、プールや海、川などで活動を実施する際に、参加する子どもたちが安全に楽しく活動できるよう、大村市モーターボート競走事業管理者（以下「管理者」という。）の保管するライフジャケット（以下「物品」という。）の貸出について必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸出物品)

第2条 貸出物品は下表のとおりとする。

No.	貸出物品	貸出数量	貸出条件（対象者）
1	ライフジャケットフリーサイズ	20	身長目安：125～155cm
2	ライフジャケットMサイズ	2	身長目安：100～120cm
3	ライフジャケットLサイズ	2	身長目安：120～150cm

### (貸出対象及び使用目的)

第3条 貸出対象

- (1) 大村市内に在住または在学する幼児、児童、生徒を引率・監督する大村市内の団体。
- (2) 大村市内に在住または在学する幼児、児童、生徒を引率・監督する成人。
- (3) その他管理者が適当と認めた者。

### 2 使用目的

使用目的として、次のいずれかに該当すること。

- (1) 幼児、児童、生徒に対し、県内のプールや海、川など水辺でライフジャケットを着用させ、安全に活動させるため。
- (2) 幼児、児童、生徒に対し、大村市内でライフジャケット着用の重要性を教える安全教室などで使用するため。

### (貸出の方法)

第4条 物品の借用の許可を受けようとする者は、14日前までに、ライフジャケット借

用許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(貸出期間)

第5条 物品の貸出期間は、7日以内とする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、その限りではない。

(借用許可証)

第6条 管理者は、第4条の規定による申請があったときは、審査を行い、許可又は不許可を決定する。

- 2 前項の規定により許可する際は、借用許可を受けた者（以下「借用者」という。）に対し、借用に対する条件を付して、ライフジャケット借用許可証（様式第2号）を交付する。
- 3 借用者は、物品を借用する際に、前項の借用許可書を提示するものとする。

(借用許可の取消し)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その借用許可を取り消すことができる。

- (1) 管理者が公共の用に供するため物品を必要とするとき。
  - (2) 借用者がこの要領及び借用許可条件に違反したとき。
- 2 前項の借用許可の取消しにより借用者が損害を受けることがあっても管理者はその責めを負わない

(貸出料)

第8条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 借用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 物品は借用者自ら又は借用者の所属する団体で使用すること。
- (2) 借用許可を受けた以外の場所及び用途外の使用をしないこと。
- (3) 貸出、返却の際は、借用者自身で運搬すること。
- (4) 使用中の事故については、借用者が全ての責任を負うこと。

- (5) 返却の際は、貸出を受けつけたときの状態に整備すること。
- (6) 物品の管理は、借用者の責任において行うこと。
- (7) 物品への名前の記入や改造は行わないこと。
- (8) その他管理者が特に必要があると認める事項

(物品の弁償)

第10条 借用者が、物品に損害を与えた場合は、その損害を弁償しなければならない。

ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第11条

- (1) 借用者は、物品の使用について、別添の「ライフジャケット使用に関する留意事項」により取り扱わなければならない。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要領は、令和7年7月5日から施行する

この要領は、令和7年10月10日から施行する